平成２２年（フ）第１３４号
青森市けやき２丁目８番Ａ―1008号
債務者　市ノ渡友作
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
青森市大字浪館字前田46番地13
債務者　宮川　春子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
青森市千刈１丁目９番３号　メゾンひろ101号
債務者　熊谷　　大
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
青森市矢作３丁目７番16号
債務者　今　　修
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７０号
東京都調布市国領町８丁目14番地35第３大竹ビル202
債務者　堀江乃里子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４７３号
東京都東大和市蔵敷３丁目756番地の１芝中住宅イ６―104号
債務者　小松　永二
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３９７号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地72―405
債務者　大野コラソンこと　ＯＮＯ　ＣＯＲＡＺＯＮ　ＤＵＭＤＵＭ
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３９９号
東京都小平市小川東町５丁目10番１号セジュール虹ヶ丘106号
債務者　晴山亜希子（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１２号
静岡県浜松市南区恩地町45番地
債務者　ヨシダ　パウロ　ユキオ
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
静岡市清水区庄福町８番１号　清水サンパレスマンション212号
債務者　鈴木　　緑
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２３７７９号
千葉県木更津市文京３丁目１―27
破産者　在原　幸子
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７８０号
東京都千代田区内神田１丁目４番２号
破産者　株式会社ドコー
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８３３号
東京都台東区東上野６丁目10番１号
破産者　有限会社アベテキスタイル
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８３４号
千葉県柏市増尾３丁目10―13、開始決定時の住所千葉県柏市東柏１丁目８―６
破産者　阿部　政己
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８３５号
千葉県柏市増尾３丁目10―13、開始決定時の住所千葉県柏市東柏１丁目８―６
破産者　阿部　裕之
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８４１号
東京都中央区銀座６丁目４番８号
破産者　株式会社日本シャーロック・ホームズ
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８５９号
東京都北区昭和町１丁目10番11―202号
破産者　有限会社宮田工業
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部